

2019年4月15日

各位

株式会社りそな銀行  
株式会社埼玉りそな銀行  
りそな決済サービス株式会社

### 「キャッシュレス・消費者還元事業<sup>※</sup>」におけるキャッシュレス決済事業者の 仮登録通知の受領について

りそなグループのりそな銀行（社長 東 和浩）、埼玉りそな銀行（社長 池田 一義）、りそな決済サービス（社長 古川 裕二）は、2019年10月から実施予定の「キャッシュレス・消費者還元事業<sup>※</sup>」におけるキャッシュレス決済事業者として4月12日（金）に仮登録通知を受け取りましたのでお知らせいたします。

※ キャッシュレス・消費者還元事業は、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策としてキャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元等を支援する事業です。

りそなグループは、個人のお客さま向けの「りそなデビットカード」や「りそなウォレット」、法人・個人事業主のお客さま向けの「ビジネスデビットカード」、法人のお客さま及びその利用者である個人のお客さまを対象とした「決済」をトータルにサポートする加盟店向けサービス「りそなキャッシュレス・プラットフォーム（加盟店サービス・提携ウォレットサービス・りそなウォレットサービス）」等をご提供しています。法人・個人のお客さまの様々なキャッシュレス化ニーズにお応えすることで、日本全体のキャッシュレス決済の普及を後押ししてまいります。

#### 【「キャッシュレス・消費者還元事業」に対応した当グループのサービス概要】

個人のお客さま（消費者） 向けサービス	りそなデビットカード、りそなウォレット、デビットカード（Jデビット）を対象店舗でご利用いただいた場合に対象金額の5%（フランチャイズ店舗は2%）を還元いたします。	
法人・個人事業主のお客さま （消費者）向けサービス	ビジネスデビットカードを対象店舗でご利用いただいた場合に対象金額の5%（フランチャイズ店舗は2%）を還元いたします。	
法人のお客さま （加盟店）向け サービス	決済端末	りそなキャッシュレス・プラットフォーム（加盟店サービス・提携ウォレットサービス、りそなウォレットサービス）のご契約者さまにマルチ決済端末を無償貸与いたします。
	加盟店手数料	対象サービスの手数料率は以下の水準でご提供いたします。 ① 加盟店サービス：2.95%以下 ② 提携ウォレットサービス：1.5%以下 ③ りそなウォレットサービス：1.5%以下 ④ Jデビットサービス：2.00%（上限200円、下限30円） ⑤ りそなPayResort（EC向け加盟店サービス）：3.25%以下 補助対象期間中の加盟店手数料の1/3を還元いたします。

なお、補助金の交付にあたっては、当グループがキャッシュレス決済事業者の本登録申請が認可されたうえで、補助金の交付申請・承認が必要となります。

以上